

出張報告書

平成30年 4月25日

職氏名 市議会議員 藤村 博美	用 務 2018年度社保協「全国地方議員社 会保障研修会」参加
期 間 平成 30年 4月16日 (月) ～4月18日 (水)	出張先 大阪府保険医協会MDホール

意見・調査事項

4月16日 (月)

□ 12時～15時

生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと
～理論編・実践編

小久保哲郎先生 (弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)

□ 15時15分～18時

女性と子どもの貧困の現状と背景、自治体の課題とは何か

芦田麗子先生 (親和女子大学教員)

4月17日 (火)

□ 9時30分～12時30分

都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える

寺内順子先生 (大阪社会保障推進協議会事務局長)

□ 13時30分～17時

地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ

高山新先生 (大阪教育大学教授)

4月18日(水)

□ 9時30分～12時30分

日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える

高田輝夫先生(兵庫県宝塚市教育委員会学事課長)

□ 13時30分～17時

第7期介護保険制度の内容と自治体での課題

日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)

<研修後の感想>

1講座3時間～4時間という非常に内容の濃い充実した研修で大変勉強になりました。生活保護については、様々な裁判での判例を示しながら、行政が間違いやすい点や、私たち議員がどこを注意してみてもいいか、等詳しく示していただきました。また女性と子どもの貧困問題では、特にひとり親家庭の抱える問題点を明らかにするとともに行政の取り組むべき支援について教えていただきました。

国保の仕組みについては国保制度改革の概要と課題についてお示しいただくとともに、様々なデータをもとに今後の国保の在り方について大変考えさせられる講座となりました。地方財政の基本と財政分析については、負担の問題、歳出の膨張をどう考えるのか、また投資とは何か、何に投資していくのか、何が地域の活性化につながっていくのか、非常に斬新的な考え方を教えていただきました。

宝塚市の学校給食については、その熱意に感動しました。学校給食を学校における重要な取り組みとし、すべて直営、お昼前になると給食のおいしそうな匂いが食欲をそそり、給食の調理員との交流も楽しいひと時になっているようで、感動しました。最後に介護保険についてですが、非常に厳しい指摘を受けました。また、保険者機能強化推進交付金について詳しく説明を受け、高齢者の自立支援、重症化防止に向けた取り組みに力を入れていかななくてはならないと痛感させられました。

今回の研修を受け、本市において見ていかななくてはならないポイントを教えていただいたような気がします。今後の取り組みの参考にして参りたいと思います。

小田原市の生活保護
しおり

2018年4月16日 全国地方議員社会保障研修会

生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んで欲しいこと

生活保護問題対策全国会議事務局長
弁護士 小久保 哲 郎

I 参考となる書籍類

- 「生活保護手帳 2017 年度版」中央法規
- 「生活保護手帳別冊問答集 2017 年度版」中央法規
- 「改訂増補・生活保護法の解釈と運用」小山進次郎
- 「法律家・支援者のための生活保護申請マニュアル 2014 年版」
(生活保護問題対策全国会議編・耕文社)
- 「生活保護と扶養義務」(近畿弁護士会連合会・民事法研究会、2014)
- 「生活保護法的支援ハンドブック・第2版」
(日弁連貧困問題対策本部・民事法研究会、2015)

II 生活保護法の基本原理

憲法 25 条 [生存権]

「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生活保護法 1 条 (国家責任の原理)

「この法律は、日本国憲法 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、・・・必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

生活保護法 2 条 (無差別平等の原理)

「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」

如 今現在 国幣にいはり
無差別に後より女子

III 申請・審査のプロセス

～申請権保障と行政機関の教示義務・助言義務

申請 (法 7 条) → 調査 (法 28 条、29 条) → 要否判定、決定 (法 24 条、25 条)

原則 14 日以内、例外 30 日以内
理由を付した書面による通知

今現在生活状況は

如常いふ 犯罪

女性と子どもの貧困の現状 と自治体の課題

神戸親和女子大学 発達教育学部 福祉臨床学科
一般社団法人 シンママ大阪応援団

芦田麗子

自己紹介

- 龍谷大学大学院修士課程社会学研究科社会学福祉専攻終了 修士 (社会学福祉学)
- 種智院大学助手、日本メデイカル福祉専門学校講師、東海学院大学講師、大阪千代田短期大学講師等を経て、現在神戸親和女子大学講師

本日の目標

- 社会福祉士、保育士
- DV被害者支援グループCOSMOで立ち上げから解散までの12年間活動
- 現在はシンママ大阪応援団で活動中
- 2018年4月大阪大学大学院博士課程社会学研究科入学

人用科
「神戸親和女子大学の貧困について」
研究

都道府県単位化後の国保と自治体の課題

2018.4.17 全国地方議員社会保障研修会

大阪社会保障推進協議会 事務局長 寺内順子

社会保障の中心に国保あり

1. 日本はいま、社会保障をどうしようとしているのか

- 2012年2月 「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定
- 2012年8月 「社会保障制度改革推進法」可決
- 2013年8月 「社会保障制度改革国民会議報告」
- 2013年12月 「社会保障制度改革プログラム法」可決
- 2014年6月 「医療・介護総合確保推進法」可決
- 2015年5月 「持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法」可決
- 2017年5月 「地域包括ケアシステム推進法」可決

これらの法律によって行われていることは・・・

- 社会保障制度は自助・互助・共助を前提としたもので、最後に「公助」という考え方を徹底
- 社会保障の原資は消費税に・・・消費税の枠の中だけの制度に
- 川上から川下へ・・・川上が高度医療、川下は地域・居宅、その受け皿としての介護
- 地域包括ケアシステムとは24時間365日、重度の要介護者が地域で暮らせるシステム
- 川下の受け皿となる介護保険給付を小さくするために第一弾として要支援者の「総合事業」を導入し、さらに給付の適正化のためのインセンティブを第7期計画に盛り込む
- 徹底的な医療費適正化のために地域医療構想と国民健康保険都道府県単位化を行う

2011.10.10と書いてある

2回

医療費切り

2. 国民健康保険都道府県単位化とはなにか

- 2015年5月成立した「持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法」により、**2018年度から国保の保険者は都道府県と市町村になる。**
- 国保の様々な実務(賦課、徴収、給付や健診等)はこれまでどおり市区町村が行う。
- これまでとの最大の違いは～**都道府県が国保財政運営を行う、つまり財布をにぎる。これにより都道府県が大きな権限をもつこととなる。**
- 2018年度(平成30年度)からの都道府県単位化を「国保を広域化しスケールメリットにより国保の困難を解決するためだ」と思っている人がいまだ多くいるがそれは大きな間違い。今回の都道府県単位化は国保の構造的な問題を解決するために行うのではなく、**国保を医療費の適正化(削減)するため。**
- 2014年に成立した医療介護総合確保推進法の中で、都道府県が地域医療構想(ビジョン)を策定することが義務付けられた。

自治体財政の基礎と財政分析入門

変化と 地方創生 地方適正化と国からの変化
社会変化 少子高齢化
社会変化
少子

大阪教育大学 高山 新

自治体とは.....

自治体は地域の共同業務を担い、地域住民の安全と安心な暮らしを支えます。住民生活の安全・安心を脅かすような問題があれば、それを解決することが重要な役割となります。

子どもの元気育てる 宝塚の学校給食

おいしいレシピ&ストーリー

日本機関紙出版センター／編



第7期介護保険 制度改定の内容と自治体での課題

日下部 雅喜

1 介護保険制度の概要等

① 介護保険制度の目的

介護保険制度は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして2000（平成12）年4月から実施されている。

介護保険法

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、常時、介護を要すると見込まれる状態（以下「要介護状態」という。）又は継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれるなどの状態（以下「要支援状態」という。）になった者に対して、それらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）に係る保険給付（以下、要介護状態又は要支援状態になった者に係る保険給付を「介護給付等」という。）を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

② 介護保険制度の方式

介護保険制度は、高齢化の進展に伴って確実に増加が見込まれる介護サービスに係る費用を賄うための財源を将来にわたり安定的に確保するために、保険料負担と保険給付との対応関係が明確な社会保険方式を採用している。そして、介護保険では、高齢者を取り巻く地域性を前提としてきめ細かな介護サービスを提供するなどのために、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が保険者となっている。